

議第125号

呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について

呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

呉市まちづくりセンター条例（平成25年呉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
(目的及び設置)	(目的及び設置)														
第1条 地域のまちづくりに関する活動の拠点とするとともに、地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現するため、まちづくりセンター（以下「センター」という。）を次のように設置する。	第1条 地域のまちづくりに関する活動の拠点とするとともに、地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現するため、まちづくりセンター（以下「センター」という。）を次のように設置する。														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>呉市豊まちづくりセンター（堀ばたホー ル）</td><td>呉市豊町大長字堂 の尻5915番地 3</td></tr><tr><td>呉市豊まちづくりセ ンター久比分館</td><td>呉市豊町久比字沖 田328番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		呉市豊まちづくりセンター（堀ばたホー ル）	呉市豊町大長字堂 の尻5915番地 3	呉市豊まちづくりセ ンター久比分館	呉市豊町久比字沖 田328番地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>呉市豊まちづくりセ ンター（堀ばたホー ル）</td><td>呉市豊町大長字堂 の尻5915番地 3</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		呉市豊まちづくりセ ンター（堀ばたホー ル）	呉市豊町大長字堂 の尻5915番地 3
名称	位置														
略															
呉市豊まちづくりセンター（堀ばたホー ル）	呉市豊町大長字堂 の尻5915番地 3														
呉市豊まちづくりセ ンター久比分館	呉市豊町久比字沖 田328番地														
名称	位置														
略															
呉市豊まちづくりセ ンター（堀ばたホー ル）	呉市豊町大長字堂 の尻5915番地 3														
別表第1（第9条、第10条関係）	別表第1（第9条、第10条関係）														
呉市二川まちづくりセンター使用料	呉市二川まちづくりセンター使用料														
略	略														
備考	備考														
1 入場者から入場料（入場料、会場整理費等をもって、入場することに 関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。以下同じ。）の類を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料の額の5割増に相当する額とする（次表から別表第4まで、別表第6から別表第13まで、別表第15、別表第17から別表第20まで、別表第22から別表第25まで、 <u>別表第27及び別表第</u>	1 入場者から入場料（入場料、会場整理費等をもって、入場することに 関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。以下同じ。）の類を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料の額の5割増に相当する額とする（次表から別表第4まで、別表第6から別表第13まで、別表第15、別表第17から別表第20まで、別表第22から別表第25まで <u>及び別表第27において</u>														

28において同じ。)。

2 前項の規定にかかわらず、商品の広告、宣伝その他の営利活動のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料の額の3倍に相当する額とする(次表から別表第4まで、別表第6から別表第13まで、別表第15、別表第17から別表第20まで、別表第22から別表第25まで、別表第27及び別表第28において同じ。)。

3 各室等を使用時間の区分をまたがって連続して使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用時間に係る使用料の額(それぞれの使用時間の区分に30分以内の端数時間があるときの当該端数時間に係る使用料の額は、当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。)を合算した額とする(次表から別表第12まで、別表第14から別表第17まで、別表第21から別表第23まで、別表第26及び別表第28において同じ。)。

4 使用時間を超過して使用した場合は、超過使用時間1時間までごとに、当該使用料に相当する額を超過金として加算する(次表から別表第28までにおいて同じ。)。

5 略

別表第28(第9条、第10条関係)

吳市豊まちづくりセンター久比分館使用料

使用時間	1時間までごとに		
	ホール	和室	料理教室
8時30分	200	100	100

同じ。)。

2 前項の規定にかかわらず、商品の広告、宣伝その他の営利活動のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料の額の3倍に相当する額とする(次表から別表第4まで、別表第6から別表第13まで、別表第15、別表第17から別表第20まで、別表第22から別表第25まで及び別表第27において同じ。)。

3 各室等を使用時間の区分をまたがって連続して使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用時間に係る使用料の額(それぞれの使用時間の区分に30分以内の端数時間があるときの当該端数時間に係る使用料の額は、当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。)を合算した額とする(次表から別表第12まで、別表第14から別表第17まで、別表第21から別表第23まで及び別表第26において同じ。)。

4 使用時間を超過して使用した場合は、超過使用時間1時間までごとに、当該使用料に相当する額を超過金として加算する(次表から別表第27までにおいて同じ。)。

5 略

別表第28 削除

～17時	円	円	円
17時～2	500	100	200
2時	円	円	円

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市豊まちづくりセンター久比分館を廃止するため、この条例案を提出する。